

平成29年度 事業報告書

I 理事会及び評議員会開催状況

II 事業報告

【1】公益目的事業

- 1 まちづくりコーディネート事業
- 2 環境共生型まちづくり事業

【2】収益事業等

- 1 駐車場運営事業
- 2 河川敷の環境保全・魅力向上事業

I 理事会及び評議員会開催状況

回数	開催年月日	場所	議案	審議結果
第 29 回 評議員会	H29. 4. 1	評議員会の決議 の省略	1 理事候補者（補欠者）について同意を 求める件	可 決
第 37 回 理 事 会	H29. 4. 1	理事会の決議の 省略	1 理事長 1 名選定の件 2 常務理事 1 名選定の件	可 決 可 決
第 38 回 理 事 会	H29. 4. 24	理事会の決議の 省略	1 評議員及び理事候補者（補欠者）につ いて評議員の同意を求める件	可 決
第 30 回 評議員会	H29. 5. 10	評議員会の決議 の省略	1 評議員及び理事候補者（補欠者）の 選任について同意を求める件	可 決
第 39 回 理 事 会	H29. 5. 24	理事会の決議の 省略	1 理事候補者（補欠者）について評議員 の同意を求める件	可 決
第 31 回 評議員会	H29. 5. 31	評議員会の決議 の省略	1 理事候補者（補欠者）の選任について 同意を求める件	可 決
第 40 回 理 事 会	H29. 6. 12	大阪キャッスル ホテル	1 平成 2 8 年度事業報告について承認 を求める件 2 平成 2 8 年度決算報告について承認 を求める件 3 中期経営計画（平成 29 年度～平成 33 年度）について決議を求める件 4 第 3 2 回定時評議員会の開催日時等 について決議を求める件	承 認 承 認 可 決 可 決
第 32 回 定時評議員会	H29. 6. 27	大阪キャッスル ホテル	1 平成 2 8 年度決算報告について承認 を求める件	承 認
第 41 回 理 事 会	H29. 7. 6	理事会の決議の 省略	1 評議員候補者（補欠者）について評議 員の同意を求める件	可 決
第 33 回 評議員会	H29. 7. 18	評議員会の決議 の省略	1 評議員の選任について同意を求める 件	可 決
第 42 回 理 事 会	H29. 12. 14	理事会の決議の 省略	1 平成 2 9 年度事業計画の変更の決議 を求める件 2 平成 2 9 年度収支予算の変更の決議 を求める件	可 決 可 決
第 34 回 評議員会	H29. 12. 25	評議員会への 報告の省略	1 平成 2 9 年度事業計画の変更の件 2 平成 2 9 年度収支予算の変更の件	承 認 承 認
第 43 回 理 事 会	H30. 2. 8	理事会の決議の 省略	1 平成 2 9 年度収支予算の変更の決議 を求める件	可 決

回数	開催年月日	場 所	議 案	審議結果
第 35 回 評議員会	H30. 2. 28	評議員会への 報告の省略	1 平成 2 9 年度収支予算の変更の件	承 認
第 44 回 理 事 会	H30. 3. 28	大阪キャッスル ホテル	1 平成 2 9 年度収支予算の変更の決議を 求める件 2 平成 3 0 年度事業計画の決議を求める 件 3 平成 3 0 年度収支予算の決議を求める 件 4 まちづくりコーディネート事業特定資 産の積立限度額変更の決議を求める件 5 阪南 2 区施設・設備更新引当特定資産 の計画期間及び積立限度額変更の決議 を求める件 6 駐車場施設・設備更新引当特定資産の 計画期間及び積立限度額変更の決議を 求める件 7 就業規則及び処務規程の改正の決議を 求める件	可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決 可 決
第 36 回 評議員会	H30. 3. 31	評議員会への 報告の省略	1 平成 2 9 年度事業計画の変更の件 2 平成 3 0 年度事業計画の件 3 平成 3 0 年度収支予算の件	承 認 承 認 承 認
第 45 回 理 事 会	H30. 3. 31	理事会の決議の 省略	1 理事候補者（補欠者）について評議員 の同意を求める件	可 決

Ⅱ 事業報告

大阪府及び市町村の都市・まちづくり行政と連携し、大阪府域における秩序ある良好な市街地の形成に寄与するため、市街地の整備・開発・保全に係るまちづくりを推進するとともに、建設発生土等を活用した環境共生型まちづくり及び公共用地の有効活用による都市環境の改善に係る業務を推進しました。

【1】公益目的事業

1 まちづくりコーディネート事業

(1) 土地区画整理事業等の支援に関する事業

(支援実績については、Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(1)のとおり)

ア 都市整備調査計画事業

幹線道路沿道や既成市街地の計画的なまちづくりとして実施される土地区画整理事業等の都市整備事業について、府・市・町と連携し、調査、計画立案をはじめ、地元組織との合意形成や事業手法の検討など、専門的・技術的な立場から事業化の支援を行いました。

(ア) 幹線道路沿道まちづくり関係

新名神関連道路（高槻市成合南地区）、国道170号（八尾市服部川・郡川地区他）、国道309号（松原市新堂地区）、第二京阪道路（交野市星田地区）などにおいて、幹線道路沿道まちづくりについて事業内容を検討することや事業化を図るなど地元組織を支援しました。

(イ) 鉄道駅周辺・既成市街地の再生まちづくり関係

島本町島本駅西地区、熊取町熊取駅西地区、交野市星田駅北地区などにおいて、鉄道駅周辺整備の方向性を検討するなどの支援を実施しました。

(ウ) 規制誘導策によるまちづくり関係

四條畷市砂・葎屋地区などにおいて、地区計画の策定を目指し地元地権者の土地利用等の意向を確認するため、アンケート調査や土地利用計画の検討などの支援を実施しました。

(エ) まち育ての支援関係

松原市天美 ABCD 地区において、まち育て推進機構の設立のための支援を実施しました。

(オ) 調査研究関係

土地区画整理事業を円滑に推進するため、府内市町村職員に講習会を実施し、情報とノウハウの提供を行いました。

イ 土地区画整理支援事業

土地区画整理事業の調査計画段階から事業実施段階に至った地区について、住民等関係者間の合意形成を図りながら関係機関との調整を行い、換地設計や土地区画整理

組合の運営、事業全体のマネジメントなど、技術力とノウハウを活かした総合的な支援を行いました。

(ア) 幹線沿道等の新市街地での土地区画整理事業

寝屋川市小路地区、松原市天美東地区、八尾市曙川南地区、岸和田市岸和田丘陵地区などにおいて、技術援助、組合設立認可、換地設計、実施設計、組合運営支援等の業務を実施しました。

(イ) 鉄道駅周辺、既成市街地等での土地区画整理事業

寝屋川市打上・高塚町地区、藤井寺市藤井寺駅周辺地区において、技術援助、組合設立認可、換地設計、実施設計、組合運営支援等の業務を実施しました。

(2) 密集市街地の防災性の向上に向けた老朽建築物の建替え等の支援に関する事業
(密集市街地まちづくり活動支援)

ア 密集市街地サポート助成

文化住宅等が密集する市街地において、災害の危険性が高い老朽建築物の除却や不燃性の高い建築物への建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善を図るため、老朽建築物等所有者等を対象として、事業化の検討支援や助成を行いました。

(ア) 建替え等相談支援

老朽建築物等の所有者に対し、建替え等の検討に際し課題となっている事項について相談対応等の支援を行いました。

- ・ 申請件数 31 件
- ・ 支援件数 31 件
- 内訳 センターによる直接支援 31 件
- 専門家派遣 0 件

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(2)(ア)のとおり)

(イ) 建替え検討支援

老朽建築物等の建替えを検討する所有者に対し、概略の建築計画・採算計画の作成等の支援を行いました。

- ・ 申請件数 6 件
- ・ 支援件数 6 件
- 内訳 センターによる直接支援 6 件
- コンサルタント派遣 0 件

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(2)(イ)のとおり)

(ウ) 地元組織検討支援

老朽建築物等の所有者で組織する地元組織が、面的な事業化・誘導方策を検討するために必要な費用の助成を行う予定でしたが、支援の要請がありませんでした。

(エ) 建替え不燃化支援

老朽化した文化住宅等を除却し、一定の要件を満たす賃貸住宅に建替える文化住宅等所有者に対し助成を行いました。

- ・ 助成件数 1 件
- ・ 助成金額 1,000,000 円

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】 1 (2) (エ) のとおり)

(オ) 除却促進支援

老朽化した文化住宅等を除却し、除却跡地を空地として一定期間所有する土地所有者に対し助成を行いました。

- ・ 助成件数 1 件
- ・ 助成金額 141,000 円

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】 1 (2) (オ) のとおり)

(カ) 防災広場整備支援

老朽建築物の除却跡地を防災広場として整備するまちづくり協議会等に助成を行う予定でしたが、支援の要請がありませんでした。

(キ) 不燃化促進支援

大阪府密集市街地整備方針に基づき不燃化の促進を図るため、文化住宅等を早期に除却し、一定の要件を満たす住宅の建設を行う事業者に行う支援について、平成 26 年から平成 28 年度に助成決定を行った事業者に平成 29 年度で助成を行いました。

- ・ 助成件数 3 件
- ・ 助成金額 900,000 円

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】 1 (2) (キ) のとおり)

イ 密集市街地整備支援調査

市が密集市街地内の防災性の向上や居住環境の改善を図る上で重点的に面整備の事業化や老朽建築物等の建替え促進のための規制・誘導を検討している地区において、市の要請に基づき整備基本構想案の作成等の調査を実施しました。

- ・ 支援件数 1 件
- ・ 委託金額 993,600 円

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】 1 (2) イのとおり)

(3) 地域住民が主体となったまちづくり活動の支援に関する事業

(まちづくり初動期活動支援)

地域住民の発意及び主体によるまちづくり活動を行う団体に、まちづくりの意識啓発からまちづくり構想等の作成など初動期活動に要する費用の一部を助成しました。

ア はじめの一步助成

地域のまちづくりに向けて自主的な活動を始めている地域団体に、先進地視察、講習会、勉強会の開催等、まちづくりの意識啓発に繋がる経費を助成しました。

- ・ 申請件数 2 件
- ・ 助成件数 2 件
- ・ 助成額 171,798 円

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(3)アのとおり)

イ 初動期活動助成

地域団体によるまちづくり構想の作成などに要する経費を助成しました。

- ・ 申請件数 9 件
- ・ 助成件数 9 件
- ・ 助成額 4,490,000 円

(Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(3)イのとおり)

(4) まちづくりアドバイザーの派遣

地域のまちづくり活動団体を対象として、専門的な知識を有するアドバイザーを派遣し活動の支援を行う予定でしたが、要請がありませんでした。

(5) まちづくり事業化検討支援事業

地域のまちづくりの活動団体から相談を受けた市町村が、土地区画整理事業地開発事業による整備が必要と認め事業化に向けた働きかけを進める地区等において、「まちづくり基本構想の作成」「事業化の検討」に関する支援を行う予定でしたが、支援の要請がありませんでした。

(6) まちづくりの普及啓発

ア 専門家等の登録と活用

センターに登録されたまちづくりアドバイザー、賛助会員を、当センターのホームページで広報し、その活用を図るなど、地域住民等のまちづくり活動を支援しました。

イ 情報の発信

- ・ センターの業務を広くPRするための「機関紙」22号を発行しました。
- ・ まちづくり活動団体やアドバイザー、賛助会員への情報提供としてニュースレターを発行しました。

(7) 市町村職員技術研修

(研修の実績については、Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1(7)のとおり)

ア 市町村職員に対する基礎的技術研修

市町村の主に若い世代の職員を対象に、調査、設計、施工、維持管理などの基礎的な技術研修を実施し、市町村職員の知識及び技術力の向上を支援しました。

- ・ 実施回数 8 回
- ・ 参加人数 延 340 人

イ 橋梁点検等に関する実地研修

市町村の職員を対象に、橋梁点検等に関する技術研修を点検作業の進捗に合わせて実地で実施しました。

- ・ 実施回数 8回
- ・ 参加人数 延 104人

(8) 市町村道路施設点検等支援事業

市町村の支援を目的に大阪府及び市町村と締結した「市町村道施設の維持管理業務の支援に関する基本協定書」にもとづき、府内 24 市町からの要請を受け橋梁定期点検等業務を受託し一括発注するなど市町の支援を実施しました。

(支援の実績については、Ⅲ別表 事業実績明細表【1】1 (8) のとおり)

2 環境共生型まちづくり事業

大阪府港湾局とセンターが共同で取り組んでいる岸和田市沖合の阪南港阪南 2 区整備事業において、建設発生土等を有効利用した埋立造成業務を進めるとともに、環境に優しい魅力あるまちづくりに資するための調査、検討会等を実施しました。

(1) 埋立造成業務

① 建設発生土等の受入状況

本年度の建設発生土等の搬入量は、次のとおりです。

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増減 (%)
建設発生土 (ト)	412,100.9	548,800.3	△136,699.4(△24.9)
浚渫土砂 (m ³)	30,624.0	51,596.0	△ 20,972.0(△40.6)

② 建設発生土等受入契約業務

府内の公共工事に係る建設発生土 649 件及び浚渫土砂 4 件について受入契約を締結し、建設発生土は搬入車両 57,498 台、浚渫土砂は搬入船 60 隻を受け入れました。建設発生土については工事内容に応じて、浚渫土砂についてはすべての工事について化学的性状に関する分析を求め分析結果をチェックすることにより、受入基準に適合した建設発生土及び浚渫土砂を受け入れました。

なお、建設発生土については、搬入の申し込みから搬入後の料金精算までを一元的に行う建設発生土受入システムにより、搬入料金の徴収及び搬入車両や搬入残高の管理事務を効率的に実施しました。

③ 検収業務

建設発生土の受け入れに際して、搬入車カード及び管理票（マニフェスト）の照合、搬入土重量の計量を行うとともに、目視検査及び展開検査を行い、受入基準に適合した建設発生土を受け入れました。なお、過積載車両については、注意書の発行、電話指導等の対策を実施しました。

また、浚渫土砂の受け入れについては、受入時に警戒船を配置することにより土運船からの投入作業の安全を確保するとともに、浚渫終了後に工事場所での深浅測量により搬入土量を確認しました。

④ 環境保全業務

受入基地における散水等の粉じん対策、護岸開口部における汚濁防止膜の管理等、環境保全対策を実施するとともに、搬入車両の走行や埋立工事が周辺環境に及ぼす影響を把握するため、沿道環境調査（騒音・振動、交通量等）や海域環境調査（水質・底質、水生生物等）を行いました。

(2) まちづくり業務

阪南2区のまちづくりを進めるため、大阪府港湾局、岸和田市、センターによる「ちきりアイランドまちづくり会」において、人工干潟周辺の生物調査を実施しました。

また、海域生物の生息環境に配慮した緑地護岸の築造手法の検討を行いました。

【2】収益事業等

1 駐車場運営事業

高架道路下や河川敷等の公共空地を有効活用した駐車場の管理運営を通じ、違法駐車防止と地域住民等の自動車保管場所の確保を図ることにより、快適な都市環境の確保に努めました。

(1) 道路、河川等の公共用地を活用した駐車場の運営

本年度は、時間制駐車場8カ所、月極駐車場30カ所で運営業務を行いました。

このうち、大阪府の公有地の公募に伴い、新規にて1カ所開設しましたが、3カ所については、平成29年度末をもって閉鎖しました。

(下表及びⅢ別表 事業実績明細表【2】1のとおり)

区	分	収容台数(台)	備考
時間制駐車場事業	(8カ所)	545	
月極駐車場事業	(30カ所)	1,832	

(2) 駐車場の改良等

本年度は、駐車場のLED照明器具への取替、自動ゲートの更新や駐車場閉鎖に伴う撤去工事等を実施しました。

駐車場名	所在地	土地の状況 路線名	区分	内容	備考
江坂南	吹田市 江の木町	国道423号	時間制	LED照明器具 へ取替	104灯具
中野	大阪市 都島区	寝屋川兩岸	月極	自動ゲートの更 新	1基
上新田	豊中市 上新田	国道423号	月極	車両出口の増設	
北堀江	大阪市西区	木津川左岸	月極	駐車枠の増設	自動車4台 自動二輪車4 台
石切南	東大阪市 中石切町	国道170号	月極	駐車枠の増設	自動二輪車3 台
中之島	大阪市北区	土佐堀川右岸	時間制	改築設計業務	

駐車場名	所在地	土地の状況 路線名	区分	内容	備考
助松	泉大津市 助松町	泉大津美原線	月極	施設の撤去	
学園町	摂津市 学園町	大阪高槻京都線	時間制	施設の撤去	
石切	東大阪市 中石切町	国道170号	月極	施設の撤去	

2 河川敷の環境保全・魅力向上事業

(河川賑わい空間創出事業)

大阪府が推進する水都大阪の再生に向けた河川賑わい空間創出事業に協力しました。

(1) 堂島川賑わい空間創出事業

堂島川水辺（堂島大橋から玉江橋間の左岸400m区間）において、公的機関として河川敷を占用し、民間事業者には飲食店舗等を運営させるとともに、通路、広場等の維持管理を実施しました。

《中之島バンクス》

所在地	大阪市北区中之島5丁目地先 旧淀（大川）川左岸
民間事業者	(株)長古堂

(2) 八軒家浜賑わい空間創出事業

天満八軒家駐車場の管理運営並びに上部公園において日々の清掃、除草を実施し、八軒家浜の維持管理に協力しました。

《駐車場》 (下表及びⅢ別表 事業実績明細表【2】2のとおり)

駐車場名	事業内容	収容台数(台)	備考
天満八軒家	時間制駐車場事業	132	
	月極駐車場事業	16	

平成29年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成30年6月13日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

第四款 事業報告

第34条 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。